「知的財産報告書」を義務化して、経済産業政策の中心に

一般社団法人日本 MOT 振興協会 専務理事兼事務局長 橋田 忠明

まず、結論から先に述べよう。第1に、現行の「知的財産報告書」と「知的資産経営報告書」を一本化して「知的財産報告書」とする。第2に、財務省と経済産業省は中心となり、有価証券報告書と同様に、「知的財産報告書」の発行を企業に義務付ける。第3に、「知的財産」は「企業価値」を計るメルクマールであり、工業生産時代から明確に知識創造時代に転換している現在、モノ中心の経済産業政策を「知的財産報告書」をベースにしたソフト・サービス中心の経済産業政策のメインに据えることにより、新しい政策主導体制を構築する。「失われた30年」が危惧される日本経済だが、低下の一途をたどる国際ランキングを抜本的に立て直すには、「知的財産報告書」というツールを使って、新しい時代を思い切って、切り開くことが求められている。

● 世界が突入した M&A の本格化の時代

M&A を増加させ、大型化を促進している背景はこうだ。第1に、米国のシェールガスによるエネルギー資源の多様化の画期的な成功によって、原油価格が低落の一途をたどり、その他の資源価格も低下傾向にあり、経済成長率も純化を余儀なくされている点がある。第2に、欧州、日本などがマイナス金利を導入し、金利水準はかつてなく低金利で、しかも長期安定の傾向を強めている。つまり、原材料と金融面のコスト低下傾向が、M&Aをよりたやすくさせているのである。第3に、ミクロ面では、この要因が最大であるのだが、日欧米の主要企業は過去最大と言っていいほど、内部留保をため込んでおり、本来は、有望な新技術開発のための投資や設備増強のための投資を増やすべきだが、自社の保有技術の延長線上の派生技術には限界があり、より大幅な企業成長を図るには、M&Aが最も効果的である点である。

具体例を、調査会社ディールロジックの調査に基づいて報道している日本経済新聞 2016 年 1 月 20 日付では、2015 年の大型 M&A を大きい順に 5 つ挙げている。それは①米ファイザーとアラガン(アイルランド): 1600 億ドル、薬品②アンハイザー・ブッシュ・インベ

ブ(ベルギー)と SAB ミラー(英国): 1174 億ドル、ビール③ロイヤル・ダッチ・シェル(英蘭)と BG グループ(英国): 815 億ドル、石油・ガス④チャーター・コミュニケーションズ (米国)とタイム・ワーナー・ケーブル(米国): 795 億ドル、通信⑤ダウ・ケミカル(米国)とデュポン(米国): 685 億ドル、化学——などである。はっきりと M&A を企業成長の日常的な戦略のひとつと組み込んでいるのだ。

● グローバル市場化で、M&A を新規事業進出と企業成長の武器に

これまで先進各国の産業界では、激しい企業間競争を通じて、「業界再編型」の M&A が 普通だったが、こうした限界企業を吸収する消極的・救済型から、ダイナミックにグローバル化する中で、過去の自社技術の変遷とは断絶した、不連続な技術を M&A により取得して新規事業分野に進出するケースが普及してきた。グローバル市場の変容に M&A によって対応するとともに、新しい市場創造も狙いとした動きである。

これは、まさに「知的財産戦略」そのものを必要とする。**M&A** 時代には、合併・買収の どちらを選択するにしても、両者の知的財産に関するデータは必携であり、戦略の優劣を 左右する。企業の死命を制する武器と断言しても良い。

日本では、知的資産を活用した経営に関する情報開示として、産業構造審議会新成長政策部会経営・知的資産小委員会の検討を踏まえて、経済産業省が2005年に10月に公表した「知的資産経営の開示ガイドライン」の指針がある。今から11年前である。その指針では、情報開示のメリットとして①企業価値が増大する②経営資源が最適に配分される③資金調達が容易になる④従業員のモチベーションが向上する⑤知的資産への再投資が可能になる――などを挙げている。さらに、アナリストや投資家など企業評価者のメリットとして①企業価値の分析精度が高まる②企業のリスクを評価できる③成長性の高い企業を見抜くことができる――の3点を挙げている。

任意の開示として始めたものだが、11年を経た現状はどうか。全上場会社が3508社(2016年2月末)なのに対して、「知的財産報告書」は205社(2015年度)、「知的資産経営報告書」は373社(2013年度)といった状況である。「知的財産報告書」の開示企業の割合は、11年間でも、僅かに5.8%に過ぎない。また、「知的資産経営報告書」の開示企業373社の実態を調べてみると、内容は、文字通り千差万別であり、特許や商標など知的財産権を保有していない企業が開示をしていたり、知的財産権に全く触れていない企業や、知的財産権を保有しているが数字で示していないものがあり、余りにもズサンな状態である。その理由は、開示企業が外部依存で「知的資産経営報告書」を作成している点があり、中小企業診断士、行政書士、弁理士、経営コンサルタントなどに任せ切りで、企業トップ以下の当事者がほとんど関与していない場合も少なくない。そもそも、上場企業など大企業は「知的財産報告書」、中小企業は「知的資産経営報告書」と自然に住み分けがなされているように見えるが、法的根拠は全くない。開示企業が勝手に決めているという、法制度の整備上は、きわめて未成熟な状態なのである。

今やグローバル企業の死命を制する「知的財産戦略」のこうした混乱はどこに原因があるのだろうか。それは、11年前に作られた「開示ガイドライン」に原因がある。その2番目に出てくる「知的資産経営報告の概要」の説明の中で、「任意の開示として始める」、

「新たな報告書を発行してもよいが、アニュアルレポート、サスティナビリティレポートなど、既存の開示文書の一部としてもよい」となっている。「開示ガイドライン」としては、どういう訳か、非常に幅も選択の余地も大きい設定に、当初から、なっているのである。現在の観点からすると、これは"逃げ道"を設けていると解釈されても否定できないだろう。目的は正当だったが、手段の点で、大きな誤りを生じたまま、事態は現在進行形で進んでいる。

もう1点、非常に重要な欠落がある。経済産業省は、「資産分類」で、現在もあてはまる「知的財産権、知的財産、知的資産、無形資産の分類イメージ図」を公表している(図参照)。この図はきわめて良くできている。「開示ガイドライン」が作成されて11年、今最も問題視されているのが、「無形資産」である。製造業でもサービス・イノベーションが焦点になっているのをはじめ、産業全般でソフト化、サービス化が進展している。それを企業財務面で示すのが、「無形財産」である。図では、「無形資産」として借地権、電話加入権を挙げている。しかし、(注)が特別に付記されており、「上記の無形資産は、借地対照表上に計上される無形固定資産とは同義ではなく、企業が保有する形の無い経営資源全てと捉えている」としている。ここでも、「目的は正当なのに、手段で誤る」の愚をおかしていると思われるが、「無形資産」についての説明が不足したままである。



知的財産権、知的財産、知的資産、無形資産の分類イメージ図

● 株式会社ブリヂストンの「2015 知的財産報告書」の例

それでは、具体的に先進的と評価されている企業の中で、株式会社ブリヂストンの「知的財産報告書」の2015年版を見てみよう。A4版で、表紙と裏表紙を除いて、11ページと「知的財産報告書」としては適切な長さである。

まず、冒頭は、代表取締役 CEO 兼取締役会長の津谷正明氏のごあいさつである。経営全般と重点課題を述べた後、知的財産活動についての説明に入り、「企業価値の最大化に貢献する知的財産活動の基本方針」として①グループ全体で知的財産権の最適な管理体制を整備・推進すること②知的財産の「創造」・「保護」・「活用」という知的財産サイクルを循環させること③知的財産のリスクを最小化することにより、事業へ貢献すること④知的財産情報を戦略的に活用すること—の4点を挙げ、事業そのものを新たな知的財産の仕組みの中で保護し、活用できるよう、より一層先進的な取り組みを進めていくとしている。第2は、2015年の知的財産活動の重点課題として①グループ・グローバルの最適化、連携強化促進②特許出願・権利化のあるべき姿化に向けた施策③知的財産リスクの最小化と自社権利活用の最大化促進④知的財産情報の発信力強化⑤営業秘密漏洩防止強化策の更なる促進——となっている。



知的財産サイクルのイメージ図

第3は、知的財産の事業への貢献(具体例)として、乗用車用タイヤ「REGNO GR-XI」を取り上げて、生産、デザイン、品質面など、知財 DR デザインレビュー活動を行っている。2014年末現在で、「REGNO GR-XI」に関連する特許を、日本、米国、欧州で役30件出願し、「REGNO」に関連する商標を3件保有している。第4は、リスク対応情報で、①中国で商標権侵害訴訟に勝訴②中国で意匠権侵害訴訟に勝訴——を具体的に説明している。

第5は、社外対策で、①第11回日本知的財産学会「産業功労賞」を受賞②グッドデザイン賞受賞——を詳しく挙げている。第6は、トピックスで、ブリヂストンスポーツ(株)の2014年9月の「BRIDGESTONE GOLF」ブランドの展開を載せている。そして、資料として、①組織図②当社・グループ合計の知的財産権の総数(合計32442件)③同じく特許公開件数の推移④当社特許権の活用状況⑤同じく特許登録件数の推移——となっている。最後に、会社概要として、社名、本社所在地、代表者、設立、資本金、従業員数、連結従業員数、主な事業内容、主な連結子会社・関連会社を挙げ、連結と単体の売上高、当期純利益の最近5年間の推移を2点のグラフにしている。

このブリヂストンの「知的財産報告書」は、一般消費者や株主に、分かりやすく、知的 財産を表示、説明する努力をしており、それなりに理解できる。しかし、まだまだ知的財 産の序の口の段階である。本格的な説明の観点から見ると、肝心の「技術部門」の説明が 完全に欠落している。また、それに対応する「事業部門」の説明も足りない。「技術力」 と「事業力」を対称して評価できる報告書に改善していく必要がある。また、知的財産体 制の全容が不明確であり、経営中枢が認識しているにしては、全社、全グループに対する 知的財産活動の関わり合いにももっと触れる必要があろう。

● 急務な財務省・経済産業省連携と基本的な「知的財産報告書モデル」の設計

現時点で見ると、政府による国家戦略には、2通りある。ひとつは、安倍首相を座長とする内閣府の知的財産国家戦略本部による新しい「知的財産国家戦略」である。もうひとつは、現在も行われていて、それを新時代のニーズに合わせて、関係省が連携して、部分修正するか、抜本的に修正して、法制度も一新して機能させる方策である。私が今回提言したいのは、もちろん後者である。しかも、単なる報告書を使って、それを国家レベルの政策に昇格させることによって、多額の予算を必要としないで、政策そのものが様変わりする、そして「二頭立て馬車」によって、政策が一気に重厚化し、新時代を先取りするものに変えられる。

第1弾は、財務省と経済産業省で、「知的財産報告書」についての実態調査を早急に行うと同時に、新時代のニーズに対応した報告書の「基本モデル」を策定する。11年前の経済産業省の産業構造審議会新成長政策部会経営・知的資産小委員会の構成を参考にして、経済産業省と財務省の共管によるプロジェクトチームを編成し直して、具体的に検討を進める。

第2弾は、今度は「開示ガイドライン」ではなく、有価証券報告書に準じる「知的財産報告書」をすべての企業に法律的に義務付けをする。今度は、「任意」ではなく、「知的財産報告書」に一本化して、他のアニュアル・レポートなどと差別化する。そして、財務省・経済産業省が企業から発行される「知的財産報告書」をきちんとチェックし、行政指導を行って、有価証券報告書とほぼ同じ程度に報告書を整備する。

第3弾は、整備された「知的財産報告書」を、あらゆる経済産業政策のベースにするの

である。「知的財産」=「企業価値」であり、本来、あらゆる経済産業政策は「企業価値の増大」を目標にしたものだからだ。M&Aに関連した政策には、もちろんズバリ効果を発揮するはずである。現在、経済産業省では、政策の「数値目標化」が政策手段として普及しつつあるが、「知的財産報告書」をベースにした数値目標の徹底は意義が深い。